

各傷病要綱の措置内容の比較（現行）

	頭頸部外傷症候群等	有機溶剤中毒等	脳血管疾患
対象傷病	①頭頸部外傷症候群 ②頸肩腕症候群 ③一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを除く。） ④外傷による脳の器質的損傷 ⑤腰痛 ⑥減圧症	有機溶剤等の有害物質による中毒又は酸素欠乏により脳に器質的損傷が出現した者（一酸化炭素中毒症（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。）	業務に起因する脳血管疾患に罹患し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷により後遺症状が残存した者
対象者	①障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受ける者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要であると認めるもの		①障害等級第9級以上の障害補償給付を受ける者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要であると認めるもの
期間	原則症状固定後2年間 ただし、外傷性てんかん、脳型の減圧症等の脳の器質的損傷及びせき髄型の減圧症に限り、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能		原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能
診察	○診察 ○保健指導	1カ月に1回程度 診察の都度必要に応じて実施	
検査	○次の検査を1年に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査等も含む。） ④前庭平衡機能検査 ⑤脳波検査 ⑥心理検査 ⑦頭頸部、四肢（上肢又は下肢）、腰部又は胸部のエックス線検査 ⑧頭部コンピューター断層撮影（脳の器質的損傷を残している者に限る。） ○以上のほか、せき髄型の減圧症の傷病者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者で必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの検査に基づき実施	○次の検査を1年に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査も含む。） ④前庭平衡機能検査 ⑤脳波検査 ⑥心理検査 ⑦頭部のエックス線写真検査 ⑧CT、MRI（医学的に特に必要と認められた場合に限り。） ○以上のほか、脳の器質的損傷による四肢麻痺等のために必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの検査に基づき実施	
保健のための措置	処置	せき髄型の減圧症及び脳の器質的損傷による四肢麻痺等が出現し必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施	脳の器質的損傷による四肢麻痺等に対する処置が必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施
	薬剤	○次の薬剤を診察の都度必要に応じて支給 ①神経系機能賦活剤 ②精神安定剤 ③筋弛緩剤 ④自律神経剤 ⑤鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。） ⑥抗パーキンソン剤 ⑦抗てんかん剤 ⑧循環改善剤（内服） ○以上のほか、せき髄型の減圧症の傷病者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者で必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの薬剤の支給に基づき支給	○次の薬剤を診察の都度必要に応じて支給 ①神経系機能賦活剤 ②向精神薬（内服） ③筋弛緩剤 ④自律神経剤 ⑤鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含む。） ⑥抗パーキンソン剤 ⑦抗てんかん剤 ⑧循環改善剤（内服） ○以上のほか、脳の器質的損傷による四肢麻痺等のために必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの薬剤の支給に基づき実施